

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2647号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

神明の花火(山梨県市川三郷町)



も く じ

随 想	活 動	活 動	情 報	フ ォ ー ラ ム	政 策	政 策
-----	-----	-----	-----	-----------	-----	-----

国・地方を通じた歳出削減路線を継続「骨太方針2008」を閣議決定	特定地設置や公選、決定権付与など提案	「第29次地制調小委が「地域自治区」制度を本格審議	森林(もり)の里親促進事業を生かした森林づくり「長野県朝日村	町村Nav i	平成十九年度公有物件災害共済事業の概要報告	平成十九年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告	歴史と文化に育まれたまち	山梨県町村会長 市川三郷町長 久保 眞一	(15) (12) (10) (9) (6) (4) (2)
----------------------------------	--------------------	---------------------------	--------------------------------	---------	-----------------------	-----------------------------	--------------	----------------------	--------------------------------

休 閑 話 題

サンディカ・ディニシアチブ

エッセイスト・画家 玉村 豊男

フランスでは、大きな都市はもちろ
ん、地方のかなり小さな町へ行っても、
中心の広場に近いようなわかりやすい場
所に、サンディカ・ディニシアチブの窓
口がある。訳にくい言葉だが、日本の
辞書では「観光宣伝協会」と訳されてい
る、要するに観光に関するよろず案内所
である。Sという字が大きく掲げられた
その建物へ行けば、誰でも町の地図や観
光資料がもらえ、必要ならホテルや民宿
の紹介もしてくれるし、困ったときの相
談にも乗ってくれる。だから新しい町に
着くと、旅行者はまずS印のある建物を
探すのだ。

私もついぶんお世話になったが、この
組織がどのように運営されているのか、
まだ調べたことがない。政府の観光局と
連動しているとするは公言なのか、窓口
にいるのは地元の人だが人材はポラン
ティアなのか。見たところは、とくに小
さな町の場合、住民が手弁当でやってい
るような雰囲気にも見える。

いま観光立国をめざす日本では、どの
自治体も観光の振興策を練っているよう
である。私もときどき、そうした担当の
方から相談を受けることがあるのだが、
そのときはかならず、サンディカ・デ
ィニシアチブの話を持ち出すことにしてい
る。

もちろん大きな観光地なら案内所もあ
るだろうが、とくに有名な観光対象がな
いふつうの町村でも、旅行者や観光客に
対するきめの細かい対応ができれば、訪
ねてくる人も増えるだろう。地図がほし
ければ役場の観光課まで行きなさい、で
はサービスにならない。だから、フラン
スにはこういう組織があるのですが、一
度その運営のしかたを調べてみてはどう
ですか。それこそ視察旅行にでも行っ
て、日本の、おたくの地域に合ったかた
ちに応用して、同じようなサービスをは
じめたらどうですか。

私はこれまで何人もの観光行政に携わ
る自治体の職員にこう言ってきたが、ま
だ、実現しようという計画を聞いたこと
もなければ、調べに行ったという話も聞
いたことがない。この制度は、日本には
根づかないのだろうか。

写真キャプション

長い歴史を持つ市川の花火。山梨県市川三郷町では、8月7日を「はなびの日」とし、県下最大級の「神明の花火大会」を開催する。2万発以上の花火が披露され、20万人もの観客がその美しさと力強さを堪能する。色鮮やかな大輪が、夏の夜空に響き渡る。市川三郷町長の随想は、15ページに掲載しています。

国・地方を通じた

歳出削減路線を継続

骨太方針2008を閣議決定

政府

政府は6月27日の臨時閣議で、「経済財政改革の基本方針2008」（骨太方針2008）を決定した。「暴風雨」（大田弘子経財相）のような歳出増圧力の中で、骨太方針06・07に則って歳出の「最大限の削減を行う」と明記。なお足りない社会保障などの負担増には安定財源を確保するとし、消費税を含む税法系抜本改革の早期実現も明示した。また、地方分権には1次勧告を受けた政府要綱（第一次）

に基づき取り組むとしたほか、与党の要請を受けて、地方一般財源総額の確保や、財政の厳しい地域への交付税の重点配分を書き込んだ。さらに、「定住自立圏」構想の具体化も盛り込んだ。しかし消費税増税をめくっては福田康夫首相が「2〜3年とか長い単位」と述べるなど総選挙も絡んで先行きは不透明。基礎年金国庫負担引き上げの問題もあり、年末にかけて議論は激しさを増しそうだ。

1次要綱に基づき分権

骨太方針08は、「開かれた国、全員参加の成長、環境との共生」との副題を付け、成長力の強化、低炭素社会の構築、国民本位の行財政改革など6章構成。うち、国民本位の行革に、分権改革や歳出入一体改革などを盛り込んだ。

地方分権改革は、政府の分権推進委員会の1次勧告を受けた「地方分権改革推進要綱（第一次）」に基づき取り組むとした。また、税源移譲などの勧告も踏まえ、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を2009年度中できるだけ速やかに国会に提出するとした。さらに、出先機関改革の勧告を受けて、これを実現するための計画を08年度内に策定すると明記するとともに、1次勧告で示された事務・権限の仕分けの考え方も明示した。

「骨太06・07」により最大限削減

歳出・歳入一体改革は、骨太方針06・07を堅持して徹底して進め、11年度に国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化させると改めて示し、歳出改革はこれま

政 策

での努力を決して緩めることなく、引き続き骨太方針06・07に則り最大限の削減を行うとした。さらに、重要課題にはムダゼロや政策の棚卸しの徹底で対応。これらによっても対応できない社会保障や少子化などの負担増には安定財源を確保し、将来世代への先送りは行わないと明記した。

税制改革については、消費税を含む税法系の抜本改革の早期実現を明記。その際には、基礎年金の国庫負担割合を09年度までに2分の1に引き上げる年金改正法などを踏まえるとした。このほか、納税者番号の検討も盛り込んだ。同負担割合については、所要の安定財源を確保する税制の抜本改革を行った上で、09年度までに引き上げると改めて示した。

厳しい地域に交付税重点配分

「成長力強化」の章のうち、地域活性化では、自治体の安定財政運営に必要となる地方交付税などの一般財源総額の確保と、地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、交付税を財政の厳しい地域に重点配分することを盛り込んだ。これは「素案」段階にはな

かったが、与党との調整の中で自民党からの要請を受けて追加した。

このほか、生活に必要な機能を人口5万程度の中心市に集約整備し周辺市町村と協定を結んで圏域を形成する「定住自立圏」構想について、構想をプラットフォームに、今年度から自治体と意見交換しながら具体的な圏域形成を進め、各府省連携して支援措置を講ずるとした。また、財政健全化法を踏まえ第三セクター改革のガイドラインに基づき三セク経営改革を推進。地域公共交通活性化法に基づく住民の足の確保を支援。頑張る地方応援プログラムに基づき取組を支援。子ども農山漁村交流プロジェクトを実施し都市と農山漁村の共生・対流を通じて農山漁村を活性化。なども盛り込んだ。

基礎年金財源は明示できず

骨太方針は、民間議員が「高めの球」を投げ、各省や与党とギリギリの調整を行う。今回は衆院総選挙を控えるほか、5年間の厳しい歳出改革を掲げた骨太方針06の3年目にあたることから、歳出増を毎年2200億円圧縮されてきた社会保障関係を中心に「暴風雨」(大田弘子経財相)のような歳出増圧力を受ける中で、

なんとか歳出の「最大限の削減」は堅持した。

しかし、基礎年金の国庫負担割合を09年度までに2分の1に引き上げることが年金法で規定されている中、引き上げは09年度までに行うことを改めて明示する一方、その財源は「税制の抜本的な改革を行った上で引き上げるとしか示せなかった。

一般国民が読めば税制改革により確保するとの理解に落ち付くが、「行った上で」との表記で増税以外の含みも持たせた。同国庫負担引き上げ問題の解決策は、増税、歳出の見直し、国債、年金法改正による引き上げ先送り、の四点が可能性和としてはあるが、引き上げに伴う必要財源がほぼ消費税1%相当で消費税増税が有力視されてきた。しかし、福田康夫首相は消費税増税について外国通信社とのインタビューで「決断の時期」と踏み込んだ後、総選挙への影響を考慮してか「2、3年とか長い単位で考えたもの」と後退。実質、09年度からの引き上げでの消費税増税の選択肢を排除した。もともと公明党が消費税増税に消極的なうえ、首相発言を受け自民党でも増税先送りが強まっており、同引き上げ問題は年末にかけて混迷を極めそうだ。

自立圏、中心市の拒否も

また、骨太方針08には、「定住自立圏」構想の推進が盛り込まれた。同構想は、人口減少と少子高齢化の急速な進展の中で、全ての市町村にフルセットの生活機能を整備するのは困難との認識から、人口5万程度の中心市と周辺市町村で役割分担しながら生活に必要な都市機能を圏域として確保。人口流出のダム機能・人口の受け皿を創出しようとするもの。具体的には、中心市に総合病院など行政機能や、ショッピングセンターなど民間機能を交付税措置などで政府挙げての支援により集約整備。周辺市町村と協定を結ぶことで機能利用の権利や負担などを明確化する。

総務省は7月4日から、先行して圏域形成に取組む自治体を募集開始。8月29日まで受け付ける。7月末からは市町村長にも呼びかけて全国7か所で説明会を開く予定で、先行団体など自治体とも協議し「走りながら」制度を詰めていく考えだ。協定の法的位置付けなど課題は多いが、周辺市町村が協定締結を希望するのに中心市が拒否するケースも可能性としては考えられる。事

実、同構想を推進した同省の山崎重孝地域自立応援課長もそうしたケースもあり得ると認める。その上で協定締結を「結婚」に例え、分権時代に強制はできず「しょうがない」と話す。

しかし自立圏構想では、例えば中心市のA市と周辺のB町、A市と周辺C村がそれぞれ協定を結ぶが、B

町やC村との協定締結によりA市に総合病院やショッピングセンターが交付税措置など政府を挙げた支援により整備。A市には周辺市町村に対し優位性が生じる。

こうしたA市に周辺のD町が一定の負担とひきかえに協定締結を申し出て、合併をめぐる軌轢などから中心市が拒否する場合も想定さ

れる。他町との協定による政府を挙げた支援により都市機能が充実したA市と、必要な生活機能に乏しいD町との協定締結が対等な立場で行われない可能性がある点を問題視する指摘もある。また、結婚なら広く相手を探せばすむが、地域の定まった自治体同士の協定では、A市に断られたから町から遠く離れたE市と締

結というわけには簡単にはいかないのが実情だろう。いずれにしても制度の具体化はこれから。骨太方針に盛り込まれた事実も踏まえ、地方に人口の受け皿をつくる構想の狙いを評価しつつも、合理性のない拒否への調整措置の導入など構想を補完する積極提言が求められる。

(自治日報記者 内川正浩)

特定地設置や公選、決定権付与など提案

第29次地制調小委が「地域自治区」制度を本格審議

第29次地方制度調査会の専門小委員会(林宜嗣委員長)が、平成の大合併の推進に併せて「住民自治」の充実のため創設された「地域自治区」制度の改革審議に入った。2004年の地方自治法改正で設けられた制度で、地区の住民の意見をまとめる「地域協議会」などを置けるが、「協議会構成員の公選を認めるべき」「設置の柔軟性がない」「メリットが少ない」などの指摘があった。こうした指摘も踏まえ、地制調では住民の行政・政治参画手法の一つとして議会改革と併せ審議するが、委員からは設置の弾力化や、構成員の公選許可、「決定権」を与えるなど権限強化の必要性が指摘されている。

一般制度は全域に区を設置

同制度は、住民自治充実の観点から、団体内に「区」を設け、住民の

意見をまとめる「地域協議会」と、事務を処理する「事務所」を置く。一般制度と、合併特例制度があり、一

般制度の場合は段階設置が認められているもの、市町村の「全域」に

区を置かなければいけない。このため「使いづらい」との指摘がある。

協議会の権限は、条例で定める自治区の重要事項等について市町村長等への意見具申権があるが、予算編成権はない。協議会の構成員は、市町村長が選任し公選はできないが、多様な意見が反映されるような配慮義務が規定されている。

総務省のまとめによると、制度創設から4年で、一般制度は福島県南会津町など17自治体が123区、合併特例でも38自治体が101自治区を設置するにとどまり、特に全域に区を置く制約がある一般制度はほとんど使われていない。

一般制度では、構成員は、7割が

公共的団体を代表する者で、公募は1割にとどまる。定数は15〜20名が7割。年間開催数は岐阜県恵那市の1・9回、南会津町の4・2回から静岡県浜松市の13・9回まで幅広く、開催時間は平日夜間が8割と最多で、平均審議時間は2時間以上が5割を超える。

なお、協議会構成員の公募は、北海道むかわ町などが実施。同町は書面で応募し担当課が選考、町長が選任する。このほか、新潟県上越市は、公選に準じた手続を採用。投票を行い、市長は投票の結果を尊重して委員を選任することを条例で定めている。

スウエーデンなどは意思決定権

諸外国では、地域自治組織の委員の選出方法は英国やドイツ(Baden-Wuerttemberg州)、ノルウェー(オス

政 策

口市)は直接選挙だが、スウェーデン(マルメ市)は間接選挙。委員数は10〜20名が多い。

報酬は英国や、Baden-Württemberg州、デンマーク(コペンハーゲン市)は無報酬だが、オスロ市とマルメ市は報酬あり。委員構成は、フランスは50〜60歳代の男性が多く、女性・若者は少ないが、オスロ市は年金生活者から教員、主婦、自営業者、市役所職員など幅広い。

審議頻度は月1回がほとんどで、日時は平日夜間が多い。組織の権限は都市計画などの意見具申が多いが、オスロ市やマルメ市は区の行政について意思決定権があり、マルメ市は区の予算も審議する。予算は、英国は地方税に裏付けられた予算があり、オスロ市とマルメ市は区に配分される交付金の合計がそれぞれ市予算の4割、8割を占める。

特定地設置や公選など提案

地制調小委では、5月末からの議会改革の本格審議に併せ、地域自治区制度も議論しているが、昨年末の会合でも地域自治区を議論。その際、西尾勝委員(東京市政調査会理事長)が一般制度の場合の全域設置について「特定の地域、区域だけに

地域自治区が生まれることを許容すべき」と述べるとともに、住民の直接請求で地域自治区を創設する途を開くべき。協議会の構成員を直接公選する途も選べるようにすべきだと指摘した。

今年6月の会合でも、名和田是彦委員(法政大学教授)が全域に置かないことを許容する選択肢をつくるべきだと指摘。さらに、構成員を選挙で選出する地域自治区をつくり、「決定権」を移譲することが課題だとし、選挙制の自治区も選べるようにすべきだとした。このほか、片山善博委員(慶応大学教授)は地方自治法による地域自治区と、自治法によらない自治区的なもの(川崎市など)との違いを質問。同省は法的効果として、地域協議会の構成員の選任に市町村長に配慮義務。協議会が単なる諮問機関ではなく自ら建議できることを明確化。構成員は非常勤職への報酬支給原則の対象外などを挙げた。

公選や特定地設置、決定権などの提案にこれまでのところ異論は出しておらず、こうした方向でまとまる可能性は十分考えられる。分権時代に住民自治の充実が求められる中、議論の行方が注目される。

(自治日報記者 内川正浩)

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。

町村.com 全国町村会 町村専用ページ

全国の町村数

平成19年12月1日現在	1,015
町	820
村	195
市	783
市町村合計	1,798

最新情報 町村会の動き

19/12/19	近藤副会長が自民党総務部会関係合同会議に出席 New!
19/12/19	「平成20年度地方財政対策についての共同声明」について (地方六団体) New!

最新情報 政策情報

19/12/18	平成20年度地方財政対策について New!
19/12/17	特別雇労品増員事業の周知について
19/12/14	平成20年度地方税制改正(案)について
19/12/14	平成20年度税制改正大綱について

現地レポート

地域資源を活かした活性化策

森林(もり)の里親促進事業を 生かした森林づくり



村の概要

朝日村は本州のほぼ中央、長野県松本平の西南端に位置し、東は塩尻市、北は松本市、山形村、西に波田町、南に木祖村と境を接しています。

東西15.84km、南北9.89km、面積70.63平方kmでその約87%を山林が占めています。平坦地の標高は740mから900mに展開していて、日本の屋根といわれる北アルプスと中央アルプスの接点に位置する鉢盛山(2,446m)を背にして北東面に緩い傾斜をし

つつ扇状に台地が広がり、住居地、耕地をなしています。

鉢盛山に源を発した鎖川は、野俣沢、中俣沢、榎俣沢などの5大支流を集めて村の中央を流れ、両岸の耕地を潤しながら奈良井川へ注いでいます。

気温は年平均10 前後で、最高33、最低マイナス14 と準高冷地の気候です。

森林は、6,157haで、97%の5,992haが民有林です。民有林のうち人工林の面積は4,261haで人工林率は71%と県平均の49%を大きく上回っています。人工林は、カラマツを主体として構成されており、4〜9歳級が人工林の82%を占め、間伐を主体とする施策を実施し健全な森林づくりを進めようと努力しています。しかし、木材価格の低迷等による森林への関心の薄れ、森林整備の遅れが目立っており、景観や林地の保全が損なわれています。このため様々な方々から支援を受けながら森林整備を実施していきたいと考えています。



あさ ひ むら
長野県 朝日村

間伐作業に従事するダイードリンコ(株)の作業員

フォーラム

森林の里親促進事業

地球環境の問題がクローズアップされている中、環境活動に熱心な企業の皆様にご支援をいただきながら、企業と地域の交流を深め、新しいかたちの森林づくりを進めていくため、「森林の里親促進事業」を長野県が仲人となり推進しています。

背景

- ・企業の社会貢献活動の高まり
- ・フィンランソロピー(社会貢献活動) 社会的責任(CSR)
- ・行政の財政難
- ・間伐が喫緊の課題(長野県全体251,400ha)
- ・農山村の過疎化、高齢化、後継者不足

フィンランソロピーとは

フィンラン(愛)とアンソロポス(人類)を語源とする合成語で直訳すると人類愛、慈善のことですが、日本では「社会貢献」の意味で使われています。

目的

- ・企業と市町村・地域が結びつき森林整備を行なう。
- ・企業等の社員と地域住民との交流による山村地域の活性化

メリット

- ・地域 森林整備の実施
- ・交流等に活かす地域の活性化

下草狩り作業



事業締結県内第1号

- ・企業 社会貢献フィールドとしての活用
- ・アダプトサインの設置等イメージアップ
- ・社員・家族の福利厚生場の企業イメージにあつた森林づくり
- ・(CO₂、水源の森等)

平成15年12月、朝日村は森林の里親促進事業で、清涼飲料水製造販売のダイドードリンコ(株)甲信支店(山梨県)さんと里親契約を締結しました。締結は県内で第1号となり、村は、同社から10年間にわたり年間50万円の支援を受け、間伐・除伐など森林整備に役立ちます。ダイドードリンコ(株)さんは、自動販売機による飲料販売を中心とした企業であり、自動販売機の省エネ化などエコロジーに配慮した取り組みを行なっています。

この里親契約により、村は、森林の所有者等関係者と調整を図り、森林整備が実施されるよう努めるほか、契約企業に対して森林の利活用を図るための便宜を図り、企業との交流を積極的に進めます。また、企業は森林整備が計画的に行われるよう資金を支援すると同時に、村との交流を積極的に進めます。

さらに、森林はCO₂を吸収し、

森林の里親促進事業の仕組み

本県からの斡旋・情報提供により、企業が事業候補地や整備手法を検討し、ご提示いただければ、地方自治体等を通じて交渉を開始いたします。本県は契約の締結まで責任をもってサポートいたします。

企業

- 森林整備の資金、労働力の提供
- 企業のPR、従業員の福利厚生のための森林活用



里親契約の締結

- 森林整備
- 地域住民との交流
- 企業PR

里子となる森林を所有する集落

- 企業との交流やPRの場の提供
- 森林整備の実施
- NPO等との協働の仕組みづくり

斡旋・情報提供

斡旋・支援

仲人(長野県)

フォーラム

ジュースやミネラルウォーターの基となる綺麗な水も、森林から供給されていることを認識し、少しでも森林にお返ししたい、そのような気持ちから農林水産省林野庁管轄社団法人 国土緑化推進機構の認定を受け、自動販売機から「緑の募金」ができるシステムを全国に展開しています。また、募金だけでなく、実際に森林整備を行ないたいという思いから、この事業に応募し、県の紹介で私も朝日村を選んでいただき今回の事業締結となりました。

森林整備開始！

他の多くの事業は、整備資金の援助にとどまっていますが、ガイドドリンコ(株)さんは、甲信支店の開発課スタッフを集めて、「森林整備隊」をつくり実際に森林整備をボランティアで行なっています。契約翌年の4月から、村の「あさひプライムスキー場」隣の森林を「ガイドドリンコ プライムの森林」として整備を始めました。約9ヘクタールのヒノキの私有林です。以前は、手入れが行き届かなく、枝が張り森林の中は暗く木の成長を妨げていました。間伐をしない森林は、下枝が枯れたり、光合成も十分にできないため、幹が太くなれず根も十分に張ることができないため、森林のもつ様々な機能が果たされなくなってしまう

す。風雪害や土砂崩れの原因にもなります。作業は、毎年4月から11月まで月1回のペースで行なわれ、間伐作業、枝打ち、下草刈などを実施。森林は見違えるように明るく変身しました。

また、村のクラフト体験館を利用して、間伐作業で出た間伐材を使ってプランター作りも行ないました。このときは家族も招いての作業となり、親子で協力してプランターを作りました。このとき出来上がったプランターの

部は村の公共施設に寄贈していただきました。

この他に、県の移動式粉碎機(チップ)を使い、間伐材をチップにして村の公園の遊歩道に撒いて整備したほか、今年の5月には、朝日小学校の児童(みどりの少年団)と間伐材を利用した、椎茸(しいたけ)の駒打ち作業を共同で行ない交流しました。ドリルでの穴あけや重い木の運搬など、子どもたちだけでは大変な作業も楽しくできました。

森林整備隊の皆さんも、当初は普段ほとんどやらない作業に戸惑いもありましたが、

今では簡単な技術も身につけ、作業を終えた後の爽快感から次の作業を楽しみにしているようです。ガイドドリンコ(株)甲信支店さんは、平成18年に長野県ふるさとの森林づくり賞表彰式において、「森林づくり推進の部・長野県林業改良普及協会長賞」を受賞しました。今までの活動が評価されたものです。村は、手に入らなかつた森林が整備され、ガイドドリンコ(株)さんは、森林整備作業で社員に連帯感が生まれ、従業員の福利厚生としての効果、社員の環境学習の場としての利用など、この事業は双方にいろいろ



椎茸の駒打ち作業で交流

今後の課題

るな事業効果をもたらしています。

長野県でも、今年4月1日から「長野県森林づくり県民税」を導入しました。課税期間は5年間。森林を健全な姿で次の世代に引き継ぐため、間伐等の森林づくりを集中的に行なうことにしています。県も森林の大切さを再認識し、森林づくりを力を入れていきます。

朝日村でも、県森林税の事業も活用し森林整備を進めていきます。森林の里親促進事業は、10年契約の半分が過ぎ基礎的な部分が出来上がりつつあります。里子である朝日村は、今後も県のサポートを受け、ガイドドリンコ(株)さんのご協力をいただき森林づくりを進めていきたいと思えます。最近、環境問題への関心が高くなっています。村の中にも環境活動に取り組んでいる方がたくさんいます。森林づくりも環境活動の一つです。この森林の里親促進事業の活動を通じて、村民も森林づくりへ関心を持ってもらい、地域に根ざした活動が続けられるよう努力していきます。

(産業振興課 大池 守)

情 報



町村Navivi
 頑張る地方応援プログラム
 △の人材派遣先に決定

3 町村が、先進市町村や民間で地域活性化に活躍する人材を派遣する総務省の「地域力創造アドバイザー事業」で、派遣先にそれぞれ選ばれた。同事業は「頑張る地方応援プログラム」の人材面の支援事業の一つで今年度から創設された。

白糠町には、対馬の一夜干しなどを使ったホテルレストランフェアなどを手がけた日垣敏之氏（ANA総合研究所主席研究員）を派遣。柳たこやしやもなど特産品のブランド化等で町運営のネットショップの売り上げと交流人口を増加させる。

小値賀町には、町家・古民家を宿泊等事業向けに再生、各種体験プログラムで観光ビジネスを創生しているアレックス・カー氏（榎庵取締役会長）を派遣。空き古民家の改修とアワビなど地場産品の活用による滞在型観光を企画することにも、離島地域の特色を活かした交流を促進する。

北大東村には、沖縄発の化粧品ブランドユーニスなどの実績がある白仁昇氏（フロンティアPR(株)代表取締役）を派遣。

町村Navivi
 「大輪月桃」のエキスを精製し化粧品等の販路拡大を目指す。

08年度の地域ICT利活用モデル構築事業で選定

長野県木曾町などから成る広域連合や両町が、総務省の2008年度の地域ICT利活用モデル構築事業の委託先候補にそれぞれ選定された。

同事業は、地域経済の活性化や、少子高齢化への対応など、地域が抱える課題をICTの利活用を通じて解決するモデルの取組みを市町村等に委託。委託事業を通じて得た知見・ノウハウを他地域にも普及させることで、地域のユビキタスネット化を促進させるのが狙い。

38件の応募の中から、大山永昭東京工業大学教授や須藤修東大大学院教授ら有識者が提案を評価し、新規では14件を選定。うち、中之条町と木曾広域連合はコミュニティ、奥出雲町は福祉をテーマとした。

正式な委託を経て、それぞれ事業を実施し、成果報告書などを同省に提出。同省はモデルの全国展開へシンポジウムなども開催する予定だ。

岡本町
 薪ストーブの設置に補助金制度

町では、薪などを使用するストーブや風呂釜の設置費用の5分の1（5万円限度、予算額50万円）を補助する「森林（もり）のエネルギー導入促進事業費補助金」を創設した。

CO₂の排出削減のため、町は石油に替わるエネルギーとして町の94%を占める森林に着目した。薪や石油は燃やせばCO₂を発生するが、薪は樹木が吸収した大気中のCO₂を排出するので大気のCO₂は増えない（カーボンニュートラル）とされている。

補助対象は、町内にある住居に設置・修繕する木質系燃料を使用するストーブ、給湯ボイラー、風呂釜、ガルマストーブは約5〜10万円、焼却兼用風呂釜は約15万円するが、町に豊富にある間伐材を有効利用すれば安上がりになる。町では、「薪を使うコツ」として、十分に乾燥させる、温度・燃焼時間の調節には3種類の太さの薪を用意、広葉樹と混燃すればスギやヒノキでもストーブを傷めない、などのアドバイスもしている。

府東町
 「和束茶カフェ」をオープン

町では、主産業である「和束茶」を核に喫茶や直売所、観光案内などの機能を併せ持つ「和束茶カフェ」を先月からオープンさせた。新たなコミュニティビジネス創出が狙い。

町は、古くから茶栽培が盛んで、現在、宇治茶の4割を生産している。昨年、町など雇用促進協議会が企画した「行ってみた

分珠町
 経費と排気ガス削減
 公用自転車導入

町は、高騰するガソリン価格の削減と排気ガス削減のため、職員の外勤に公用自転車を導入した。

公用自転車導入は若手職員が提案したもので、寄付や新車購入により11台を用意。役場の6課に7台、町立の3幼稚園と出先機関に各1台ずつ配備した。原則として、職員が外勤で半径2キロ程度以内を移動する際に使用する。自転車の使用頻度は部署によるが、1日4キロの移動に使用すると、2年以内に自転車の導入にかかった約22万円を回収できると推計した。県内では他に日出町なども公用自転車を導入しているという。

なお、町は環境保全に積極的に取り組んでおり、7月は「環境保全月間」として、ゴミの分別や紙の再利用などを町民に推奨。職員に対しても、毎月第1、3金曜日にノーマイカーデーの実施などを呼びかけている。

「茶源郷」づくりによる地域再生」が国に認定され、その地域雇用創出推進事業の一環として同カフェを開設した。茶に関する情報発信・交流の場と位置づけ、観光客が茶を試飲したり購入できるなど喫茶兼直売所のほか、茶畑や史跡・名所などの観光案内、地域の工芸家や画家らの作品の展示・販売もできる複合的な機能を持つ。

平成十九年度 公有物件災害共済事業の概要報告

財団法人全国自治協会

財団法人全国自治協会は、地方自治法第二六三条の二の第一項の規定に基づいて公有物件（建物・自動車）の災害共済事業を行っている。平成二十年七月三日開催の評議員会の同意を得、同日の理事会において、平成十九年度事業概要及び決算について認定を得たので、次のとおりその概要を報告する。町村週報への掲載は、公有物件災害共済規約の地方自治法同条第二項に定める通知および公示は全国町村会が発行する「町村週報」に掲載して、これを行う」との定めによるものである。

建物災害共済事業

建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するために、昭和二十三年四月より地方自治法第二六三条の二（相互救済事業経

営の委託）の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部（町村会）の多大な協力を得て事業基盤は順調に推移していったが、市町村合併の影響による委託団体の減少に伴い分担金収

入は減収となった。このため、事業の運営にあたっては、制度内容の充実を図るとともに共済委託団体の財入推進に努めているところである。平成十九年度の収支状況は、収入額九八億

一、五二九万余円（前年度比二・一％減）支出額八九億五〇五六万余円（前年度比二・五％減）で収支差引額は八億六、四七二万余円の剰余となった。この剰余金について規約に基づき、運営準備積立金に繰入れた。平成十九年度の受託及び罹災状況等は次のとおりである。

1、受託状況

平成十九年度の受託実績は、表（一）のとおりである。

受託件数は三六六、〇八九件で、前年度比一、五九二件（〇・四％）の増となった。また共済責任額は前年度比一、六九三億余円（〇・五％）減の三二兆二、一〇一億余円となった。収入分担金は六億九、二一九万余円で前年度実績六〇億九、九〇〇万余円に比べ六八〇万余円（〇・一％）の減となった。

2、罹災状況

平成十九年度の罹災状況は表（二）に示すとおりである。建物共済における罹災件数は四、八七九件で、前年度より二、八四四件（三六・八％）の減となり、支払共済金においては、前年度より二億一、三九六万余円（四二・八％）減の二億二、七八六万余円となった。なお、収入分担金は六億九、二一九万余円に対する損害率は四六・四％である。

3、用途別罹災状況

用途別の罹災状況は表（三）のとおりである。罹災件数は学校施設・環境衛生施設の順において多いが、支払共済金及び用途別の損害率においては環境衛生施設・体育関係の施設の順となっている。

4、災害見舞金

災害見舞金は自然災害（地震・噴火・津波による損害）に対して給付するが、平成十九年度においては表（四）のとおりである。

表(1) 建物共済受託実績

Table with 5 columns: 区分, 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 共済責任額, 収入分担金.

(注) 印は減を示す。

表(2) 建物共済罹災状況

Table with 5 columns: 区分, 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 支払共済金, 損害率.

(注) 印は減を示す。

表(3) 建物共済用途別罹災状況

Table with 5 columns: 用途別, 件数, 支払共済金, 損害率. Rows include 学校関係, 役場庁舎, 医療施設, 住宅, 社会文化施設, 福祉関係, 体育関係, 環境衛生施設, その他, 合計.

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、()は各用途別区分収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況

Table with 5 columns: 区分, 平成19年度, 平成18年度, 比較増減. Rows include 件数, 災害見舞金給付額, 未払費用, 合計.

(注) 1. 印は減を示す。

2. 平成19年度災害見舞金給付状況は、平成15年度以前の自然災害分42,965,596円及び平成19年度自然災害分87,701,831円の合計額。ただし、平成19年3月25日発生の能登半島地震については、被害額が未確定のため未計上とする。

活 動

表(5) 消防設備資金融資

貸付年度	貸付件数	貸付額	償還済額	本年度未貸付残額
平成13年度	260件	4,238,100,000円	3,542,858,000円	695,242,000円
平成14年度	261	4,326,800,000	2,929,408,000	1,397,392,000
平成15年度	241	3,394,000,000	1,714,396,000	1,679,604,000
平成16年度	211	3,360,500,000	1,195,148,000	2,165,352,000
平成17年度	133	2,296,700,000	462,060,000	1,834,640,000
平成18年度	117	1,950,800,000	38,800,000	1,912,000,000
平成19年度	98	1,750,800,000	0	1,750,800,000
合 計	1,321	21,317,700,000	9,882,670,000	11,435,030,000

(注) 平成19年度の貸付条件は次のとおりである。

1. 償還期限は資金を借受けた翌年度から7年以内。
2. 貸付利率は貸付期日により異なり、12月3日貸付分が1.2%、1月10日貸付分が1.1%、2月1日貸付分が1.0%、3月3日貸付分が0.9%、3月25日貸付分が0.9%である。

表(6) 自動車共済受託実績

区 分	車 両 共 済	賠 償 共 済		合 計
		対 物	対 人	
平成19年度	台 数 115,921台 収入分担金 1,297,164,780円	120,323台 945,635,430円	120,095台 589,406,300円	356,339台 2,832,206,510円
平成18年度	台 数 119,416台 収入分担金 1,340,001,490円	123,854台 963,476,340円	123,574台 604,162,410円	366,844台 2,907,640,240円
比較増減%	台 数 3,495台 (2.9%) 収入分担金 42,836,710円 (3.2%)	3,531台 (2.9%) 17,840,910円 (1.9%)	3,479台 (2.8%) 14,756,110円 (2.4%)	10,505台 (2.9%) 75,433,730円 (2.6%)

(注) 印は減を示す。

表(7) 自動車共済損害状況

区 分	車 両 共 済	賠 償 共 済		合 計
		対 物	対 人	
平成19年度	件 数 6,046件 支払共済金 815,868,794円 損害率 (62.9%)	2,025件 311,291,974円 (32.9%)	185件 85,373,065円 (14.5%)	8,256件 1,212,533,833円 (42.8%)
平成18年度	件 数 6,894件 支払共済金 1,009,662,553円 損害率 (75.3%)	2,532件 398,971,574円 (41.4%)	169件 148,618,575円 (24.6%)	9,595件 1,557,252,702円 (53.6%)
比較増減%	件 数 848件 (12.4%) 支払共済金 193,793,759円 (23.8%) 損害率 (12.4%)	507件 (19.9%) 87,679,600円 (21.9%) (8.5%)	16件 (9.5%) 63,245,510円 (74.3%) (10.1%)	1,339件 (13.9%) 344,718,869円 (27.9%) (10.8%)

(注1) 損害率 = 支払共済金 / 収入分担金

(注2) 印は減を示す。

5、諸積立金

平成十九年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は四四一億五 五万余円となり、その内訳は、基金積立金一九六億六、三八六万余円、運営準備積立金一四四億四、一一八万余円である。

6、消防設備資金融資

共済事業委託町村等に対する還元融資としての消防設備資金の貸付状況は、表(5)のとおりである。

自動車損害共済事業

自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、建物災害共済事業と同様、地方自治法第二六三条の二(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、昭和三十三年十月に発足した。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大な協力を得て事業基盤は順調に推移していたが、市町村合併の影響による委託団体の減少に伴い分担金収入は減収となった。

このため、事業の運営にあたっては、制度内容の充実を図るとともに、事故によって生じる事故処理については査定専門員を配置し、査定体制の強化を図り早期かつ適正な解決に努めている。

平成十九年度の収支状況は、収入合計額四〇億三、八三三万余円(前年度比三・九%減)支出額三九億五、三一一万余円(前年度比五・四%減)で差引き八、五一六万余円の剰余となった。この剰余金については、規約に基づき、運営準備積立金に繰入れた。

平成十九年度の受託及び損害状況等は次のとおりである。

1、受託状況

平成十九年度の受託実績は、表(6)のとおりであって、共済基金分担金収入総額は、二八億三、二二〇万余円で、前年度実績に比し、七、五四三万余円(二・六%)の減となった。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、一一五、九二二台で前年度比三、四五台(二・九%)の減、収入分担金二億九、七一一万余円で、前年度比四、二八三万余円(一四・九%)の減となった。

2、損害の状況

平成十九年度の損害状況は表(7)のとおりである。

損害件数は車両共済で六、〇四六件、前年度比八四八件、対物賠償共済は二、〇二五件で、前年度比五〇七件とそれぞれ減少したが、対人賠償共済は一八五件で、前年度比一六件増加した。

また、損害率においては、前年度に比べ、車両共済が一二・四%、対物賠償共済は八・五%、対人賠償共済一〇・一%と減少した。

3、支払備金

既発生事故であって共済金が未請求となっているものについては、損害共済金を概算見積り(千円未満切り捨て)のうえ平成十九年度支払備金として八一 件 六億九、三九四万余円を計上した。

4、諸積立金

平成十九年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は一五二億三、五七一万余円となり、その内訳は、基金積立金三六億八、四四五万余円、運営準備積立金一一五億五、一一二万余円である。

活 動

平成十九年度 町村職員生活協同組合 自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の平成十九年度事業概要および決算については、本年七月三日に開催された総代会の議決を得たので、定款の規定に基づき次のとおり公告する。

事業概要

本組合は、町村職員の所有する住宅の火災によって生ずる財産の損害を相互救済するため、昭和二十九年四月消費生活協同組合法に準拠した職域生協として発足し、火災共済事業を開始した。その後、モータリゼーションの進行で、町村職員の自動車の保有も増加、これに比例し自動車事故も多発化し、偶然の自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担も著しいことから、昭和四十二年四月より自動車共済事業を併せて実施した。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村職員等の生活の安定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今

日に至っている。平成十九年度の事業概要は下記のとおりで、組合員については、前年度比一、九二七人(一・五%)の減となった。火災共済事業は、契約件数で前年度より二、六〇四件(二・四%)の減となり、共済掛金も前年度比一、〇五三万余円(一・四%)の減となった。風水害特約共済は、契約件数で前年度より一三一件(〇・五%)の減となり、共済掛金も前年度比一〇三万余円(〇・六%)の減となった。自動車共済事業では、契約台数は前年度比二、九二五台(一・三%)の減となり、共済掛金も一億一、三三四万余円(二・一%)の減となった。

一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比一一三件(一八・三%)の減となり、共済金合計において一億六、二四〇万余円(二七・二%)の減となった。また、風水害特約共済金の給付については前年度比八一件(五五・五%)の減となり、共済金においても六、五五五万余円(四五・〇%)の減となった。さらに、災害見舞金の給付件数については、前年度五六件に比し

表1 組合加入状況

Table with 4 columns: 区分, 人員, 口数, 出資金. Rows for 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率, 平成17年度, 平成16年度.

(注) 印は減を示す。出資金額は預り出資金(1口100円未満の端数口数の累計額)926,680円を含む。

表2 火災共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 共済契約件数, 契約口数, 共済掛金. Rows for 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率, 平成17年度, 平成16年度.

(注) 印は減を示す。

表3 風水害特約共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 特約付加件数, 契約口数, 特約共済掛金. Rows for 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率, 平成17年度, 平成16年度.

(注) 印は減を示す。

表4 自動車共済加入状況

Table with 3 columns: 区分, 契約台数, 共済掛金. Rows for 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率, 平成17年度, 平成16年度.

(注) 印は減を示す。

表5 火災共済金支払状況

Table with 11 columns: 区分, 火災共済金 (件数, 金額), 臨時費用共済金 (件数, 金額), 残存物取片づけ費用共済金 (件数, 金額), 失火見舞費用共済金 (件数, 金額), 合計, 損害率. Rows for 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率, 平成17年度, 平成16年度.

(注) 印は減を示す。

表6 風水害特約共済金支払状況

Table with 7 columns: 区分, 特約共済金 (件数, 金額), 臨時費用共済金 (件数, 金額), 残存物取片づけ費用共済金 (件数, 金額), 合計, 損害率. Rows for 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率, 平成17年度, 平成16年度.

(注) 印は減を示す。

二二一件、災害見舞金にして五、〇三〇万余円の給付があった。自動車共済事業では、支払件数で前年度比一、〇七九件(一一・八%)の減となり、共済金においても一億五、七九七万余円(五・八%)の減となった。本年度における事業剰余金をもって事業利用分量割戻金の配分率は、火災共済が二六%程度、風水害特約共済が二一%程度、自

活 動

表7 見舞金支払状況

区 分	件 数	見舞金	一件当りの見舞金
平成19年度	221件	50,302,000円	227,611円
平成18年度	56	14,664,000	261,857
比較増減	165	35,638,000	34,246
増減率	294.6%	243.0%	13.1%
平成17年度	71	20,606,000	290,225
平成16年度	88	32,266,000	366,659

(注) 印は減を示す。

表8 自動車共済金支払状況

区 分	対物賠償共済		対人賠償共済		合 計		損害率
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
平成19年度	7,314件	1,457,292,860円	785件	1,085,223,395円	8,099件	2,542,516,255円	47.1%
平成18年度	8,294	1,589,593,286	884	1,110,898,804	9,178	2,700,492,090	49.0
比較増減	980	132,300,426	99	25,675,409	1,079	157,975,835	1.9
増減率	11.8%	8.3%	11.2%	2.3%	11.8%	5.8%	-
平成17年度	8,842	1,716,478,984	837	1,210,176,376	9,679	2,926,655,360	51.7
平成16年度	8,626	1,599,171,180	793	789,657,177	9,419	2,388,828,357	41.1

(注) 印は減を示す。

表9 自動車共済臨時費用支払状況

区 分	傷 害		死 亡		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成19年度	67件	2,010,000円	9件	900,000円	76件	2,910,000円
平成18年度	173	5,290,000	27	2,710,000	200	8,000,000
比較増減	106	3,280,000	18	1,810,000	124	5,090,000
増減率	61.3%	62.0%	66.7%	66.8%	62.0%	63.6%
平成17年度	75	2,250,000	17	1,690,000	92	3,940,000
平成16年度	73	2,190,000	10	1,000,000	83	3,190,000

(注) 印は減を示す。

表10 平成19年度全国町村職員生活協同組合損益計算書

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 支払共済金	3,056,432,823円	1 共済掛金	7,136,561,460円
2 見舞金等	53,212,000	2 共済契約準備金戻入	5,801,206,000
3 管理費及び諸経費	2,358,424,952	3 資金運用収益	197,188,262
4 共済契約準備金繰入	5,628,020,000	4 雑 収 入	22,111,557
小 計	11,096,089,775		
経常剰余金	2,060,977,504		
合 計	13,157,067,279	合 計	13,157,067,279
1 税引前当期剰余金	2,060,977,504		
2 法人税等	297,500,000		
3 当期剰余金(計)	1,763,477,504		
4 前年度繰越剰余金	87,619,986		
5 地震等災害見舞金積立金取崩額	50,302,000		
6 当期未処分剰余金(計)	1,901,399,490		

支払件数は前年度に比し特約共済金で八一五・五％減の六五件、臨時費用共済金で八一五・五％減の六五件、残存物取片づけ費用共済金で五五件(六四・〇％)減の三一件となり、共済金の合計は前年度に比し六・五五五万五千四百四十五・〇％(減の八〇〇万五千円)となり、損害率は全体で前年度より二・一ポイント低い二五・三％となった。なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、四七二万五千円の風水害特約共済支払備金を計上し、平成二十年に繰越すこととなった。

(イ)臨時費用
支払件数は前年度に比し傷害で一〇六件(六一・三％)減の六七件、死亡は一八件(六六・七％)減の九件となった。また臨時費用の金額は傷害で三二八万五千六百二〇・〇％減の二〇一万円、死亡は一八一万円(六六・八％)減の九〇万円となり、臨時費用の合計は、前年度に比し五〇九万円(六三・六％)減の二九一万円となった。

(ア)共済金
支払件数は前年度に比し対物賠償で九八〇件(一一・八％)減の七、三四四件、対人賠償では九九件(一一・二％)減の七八五件となった。

また、共済金においては前年度に比し対物賠償で一億三、三三〇万五千円(八・三％)減の一四億五、七二九万五千円、対人賠償においては、五、六七七万五千円(二・三％)減の一億八、五二二万五千円となり、共済金の合計は前年度に比し一億五、七九七万五千円(五・八％)減の二五億四、二五二万五千円となった。損害率は全体で前年度より一・九ポイント低い四七・一％となった。

なお、本年度は既発生事故のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、九億七、九九四万円の自動車共済支払備金を計上し、平成二十年に繰越すこととなった。

動車共済が一六％程度となる見込みである。

1、組合加入の状況
平成十九年度未現在の組合員数は一九五・二九人前で前年度に比し二、九二七人(一・五％)減少した。また、出資金については前年度に比し三、三二九万五千円(一・七％)減の一八億七、八四四万五千円となった。なお、本年度における割戻金の一部を出資金に充当した額は一、九八〇万五千円となった。

2、共済契約状況
(1)火災共済事業
火災共済
契約件数は一〇四、五一〇件で前年度に比し二、六〇四件(二・四％)減少し、契約口数も三二五、一一二口(一・四％)減少した。共済掛金は一四億一、九五二万五千円で、前年度より一、〇五三万五千円(二・四％)の減となった。また、一件当り平均口数は二二六口(二、二六〇万円)とな

(2)自動車共済事業
契約台数は二四、二八六台と前年度に比し、九二五台(一・三％)減少した。共済掛金は五億一、三二四万五千円(二・一％)減となった。また、一台当りの平均共済掛金額は二五、二〇五円となった。

(3)共済事故状況
火災共済
支払件数は前年度に比し共済金で一三三件(一八・三％)減の五〇五件、臨時費用共済金で一四件(一八・四％)減の五〇五件、残存物取片づけ費用共済金で八八件(三三・六％)減の一七四件、失火見舞費用共済金で三件(五〇％)減の三件となり、共済金の合計は前年度に比し一億六、二四〇万五千円(二七・二％)減の四億三、三九二万五千円となり、損害率は前年度より一〇・八ポイント低い三〇・六％となった。

なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、一、二七六万五千円の火災共済支払備金を計上し、平成二十年に繰越すこととなった。

風水害特約共済
契約付加件数は二八、七二八件で前年度に比し一三二件(〇・五％)減少した。特約共済掛金は、三億一、五九三万五千円(前年度より二〇三万五千円(〇・六％)の増となった。なお、火災共済契約件数に対する特約付加件数の割合は二七・五％であった。

(2)自動車共済事業
契約台数は二四、二八六台と前年度に比し、九二五台(一・三％)減少した。共済掛金は五億一、三二四万五千円(二・一％)減となった。また、一台当りの平均共済掛金額は二五、二〇五円となった。

風水害特約共済
契約付加件数は二八、七二八件で前年度に比し一三二件(〇・五％)減少した。特約共済掛金は、三億一、五九三万五千円(前年度より二〇三万五千円(〇・六％)の増となった。なお、火災共済契約件数に対する特約付加件数の割合は二七・五％であった。

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

千葉県町村会は平成20年5月30日の定例会で次のとおり会長を選出した。
(6月3日付就任)

千葉県町村会長
夷隅郡大多喜町長

田嶋 隆威
たじま りゅうい

昭和9年1月14日



季節の俳句カレンダー

立葵この垂直のながし眼よ

国武十六夜

季語は「葵」。直立した2mほどの茎の中から、大きな花が6月から8月にかけて咲く。この句は「垂直な流し眼」とその咲きぶりを巧みに表現し、止めの一字の「よ」が作者のやさしさをあらわしている。

雪溪に爪たてて声かがやかす

鈴木 正治

「雪溪」は溪谷筋の残雪のことで、夏の

【住所】千葉県夷隅郡大多喜町新丁77番地

【町長に当選するまでの経歴】昭和54年

大多喜町議会議員 63年大多喜町商工会

長 平成元年大多喜町議会議員 同年夷

隅郡議会議長会会長 6年大多喜町長

【町長としての当選回数】4回

【町村会関係の経歴】平成13年夷隅郡町

村会長

【主な業績】鷲巣橋の完成 街並み整備

の推進 大多喜町都市交流センターオ

ブ 猪肉加工処理施設建設 防災行政

無線施設整備 健康づくり事業の推進

学校建設(西中・老川小・大多喜小)

統合保育園建設(つくみの森・みつば)

【趣味】旅行

【家族】妻・次女

季語。「爪立てて」と詠んだ作者自身の動きが、雪溪に膝をついているのかと思えるほどで、「声かがやかす」は体験していればこそ、感激の表現だろう。

堂深き閻魔に捧ぐ破れ傘

相川玖美子

「破れ傘」とは、キク科の多年草で夏の季語。葉が伸びるにつれ、破れた傘を広げたように見える草なので、この名がある。作者は「閻魔堂」の中の暗がりから「破れ傘」の姿を想像したのか、閻魔様には「つってつけ」と皮肉ったものなのか。おかしみのある作品だ。

年次有給休暇を積極的に活用しましょう

総務省

計画表の活用

休暇使用計画書の作成・活用
休暇の計画的使用を促進

取得しやすい環境づくり

上司が率先して休暇を取得
部下に休暇をとるよう勧める

連続休暇等の取得促進

夏季における1週間以上の連続休暇取得
月曜日又は金曜日に休暇取得
家族記念日に休暇取得

ワーク・ライフ・バランスの実現を目指しましょう

随 想

随 想

山梨県町村会長
市川三郷町長

久保 眞一

歴史と文化に育まれたまち



県庁所在地甲府市から南へ笛吹川に沿って車で約二十分、甲府駅からJR身延線で約三十分のところ市川三郷町があります。

平成十七年十月一日に三珠町、市川大門町、六郷町の三町が合併して誕生しました。人口一万八千三百五十人、総面積七十五平方キロメートル、甲府盆地の最南端に位置し、赤石山脈を源流とする釜無川と秩父山系を源流とする笛吹川が市川三郷町で合流し富士川となります。富士川は、山形県の最上川、熊本県の球磨川とともに日本三大急流の一つであります。市川三郷町には小高い丘、丘陵がいくつかあります。曾根丘陵は山梨県の古代文化の発祥の地といわれ、大塚古墳やエモン塚古墳などの前方後円墳が集中しています。

平塩の岡には市川の和紙の発祥の歴史があります。天台百坊といわれた寺々が甍を連ねていた千年前、平安時代中期の遠い昔にさかのぼりま

す。14世紀、京都の南禅寺の僧、義堂周信は平塩の寺へ帰る仲間の僧に、「甲陽（山梨県）の爾紙は玉のよう雲より美しい、あなたが国へ

帰ってその紙に得意の詩を揮毫するかと思うと実に羨ましい。そんな手紙を送っています。その頃の高野山文書にも市川の紙は美人の素肌のように美しいという喩えで「肌好（はだよし）」と褒めて書かれています。武田氏、徳川幕府の誇り高い御用紙肌吉紙として世襲の肌吉衆によって漉き継がれてきました。

時代を経てその名声が伝える気概は今も手漉き唄となっております。江戸中期の明和二年に幕府直轄の甲斐の国市川代官所として陣屋が置かれ、二十五代にわたる代官が管内二百四十七カ村、七万五千石を治めていた歴史があり、現在でも御陣屋の地名が残っています。

又、市川の花火の歴史は市川の和紙と深いつながりがあります。十二

世紀初め甲斐源氏の祖、新羅三郎義光の子義清が甲斐国に下司として赴任した際、京都から従ってきた家臣の紙工、甚左衛門が紙を漉く技術に熟達しており、この地に技術を伝えたといい。後になって里人は、市川和紙に功績のあつた甚左衛門の恩徳を追慕し神明社に祀りました。それから毎年甚左衛門の命日である七月二十日に祭典を行い、謝恩の意を表し花火を打ち上げたのが神明の花火の始まりとされています。

また一説には年々江戸行き御用紙衆が江戸の花火に興味を持ち、ある時代に江戸から専門家を招いて伝授を受けたともいわれています。神明の花火は徳川の中ころ常陸（茨城県）の水戸、三河（愛知県）の吉田と並んで日本三大花火の一つに数えられたほどでした。平成元年に神明の花火を復活させ、毎年八月七日を「はなびの日」とし、今年で第二十回となりますが、二尺玉をはじめ約二万発の花火に約二十万人が訪れる花火大会にまで発展しました。その他、江戸歌舞伎宗家、市川團十郎

家の初代團十郎の曾祖父が武田信玄公よりあたえられた知行地に建つ歌舞伎文化公園には、歌舞伎資料館と牡丹の花の庭園があります。

中国の名碑十五基を中国陝西省西

安碑林博物館の監修・制作によって創建当時のまま復元した、市川大門地区の大門碑林公園、ハンコノ里、六郷は印章生産日本一を誇り、印章の歴史的資料「十鐘山房印拳」三十巻百九十一冊は世界で七部しか押印されなかつた貴重な資料で、印章資料館に展示しています。また、古くは「神秘麗湖」とも表された四尾連湖などの名勝のほか、「のつばい」といわれる肥沃な土地に育つとうもろこし「甘々娘（かんかんむすめ）」をはじめ、1m以上まっすぐに伸びた大塚ニンジン、大塚ごぼう、桃、ぶどうなど豊富な果実や農産物が栽培されています。さらに、眺望県下の「みはらしの丘」、「みたまの湯」、「六郷の里つむぎの湯」など誇れるものが数多くあります。

「やすらぎづくり」日本一の暮らしやすさをめざして、「を基本方針として学ぶまち、暮らしやすいまち、楽しむまちをまちづくりの理念としてあります。平成二十九年度までに中部横断自動車道の全線が完成となる計画です。完成しますと、静岡まで約一時間、市川三郷町にインターも計画されています。JR身延線の駅が七駅、東京まで約一時間三十分の距離、山紫水明、緑豊かな自然環境に恵まれた町です。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱5%割引の適用はありません。)



◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

- ・保険期間1年
- ・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

車名	カローラアクシオ
型式	ZRE144 (車両クラス4)
初度登録	平成19年1月(新車割引あり)
年齢条件	30歳以上担保
運転手限定	家族限定
共済(保険)金額	285万円



加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
一般条件(割引適用済)	68,290円	56,920円
(通常新規で加入する場合)	113,820円	94,870円
車対車+A(割引適用済)	33,320円	27,770円
(通常新規で加入する場合)	55,530円	46,280円
限定A(割引適用済)	—	15,380円
(通常新規で加入する場合)	—	33,320円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のものであります。保険料は平成19年7月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
 - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
 - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
 - ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
 - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせ下さい。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものであります。

〔車両保険引受保険会社〕 ㈱損害保険ジャパン

平成19年10月22日 SJ07-06532